

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月29日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を改める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日立市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改め、同項ただし書中「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

附則第6条第1項中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症）」を「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第5条の2第1項の規定は、出産の日が令和4年1月1日以後である国民健康保険の被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が同日前である被保険者及び被保険者であった者については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

- 1 出産育児一時金及びその加算額を次のとおりとすることとした。

区分	改正前	改正後
出産育児一時金	40万4千円	40万8千円
加算額	1万6千円	1万2千円
合計額	42万円	

※ 加算額

被保険者が産科医療補償制度に加入している病院等で分娩した際に支給する額